

稲作農家の経営安定と担い手経営の確保に関する意見書

米政策改革大綱策定以降、全国においては、行政、農協系統団体及び集荷団体等が連携して需給調整の取り組みを推進し、平成27年産では、生産数量目標の配分を開始して以来、初めて過剰作付が解消されるなど、需要に応じた生産についての理解が浸透してきている。

一方で、生産数量目標の配分がなくなれば、各産地で主体的に需給調整を行っても、生産を増大させた過剰県によって、生産過剰となり米価下落の影響が出るなどの不安もある。

よって、国においては、米の需給及び価格を安定させ、農業の持続的発展に寄与する政策を確立するため、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 地域における円滑な生産調整を推進するための措置として、産地交付金を含む水田の直接支払交付金については、支援を明確に位置づけ、将来に向けた継続的な支援とすること。
- 2 収入減少影響緩和交付金の着実な実施とともに、現在検討を行っている収入保険の導入により、担い手経営の安定対策を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月20日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様

農林水産大臣 山 本 有 二 様
衆議院議長 大 島 理 森 様
参議院議長 伊 達 忠 一 様